

第 Ⅰ 部 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格と位置付け
- 3 計画の期間
- 4 推進体制

第 1 部 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題に位置付けています。

唐津市では平成17年9月に男女共同参画社会基本法に基づき、「唐津市男女共同参画行動計画」を策定して以来、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、平成27年の「唐津市男女共同参画行動計画（第3次）」策定時には、配偶者からの暴力防止と被害者の保護を計画的・継続的に進めるために、「唐津市DV被害者支援基本計画（第2次）」として、行動計画と切り離して策定し、課題解決に努めてきました。

更に、平成27年に公布された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、平成30年に「唐津市女性活躍推進計画」を策定し、働くことやキャリアアップを目指す女性が希望を実現できる環境づくりを推進してきました。

これまで3つの計画を策定して取組を進めてきましたが、いずれも問題の根底には、社会的・文化的に作られた性別（ジェンダー※1）に基づいて役割を決める固定的な性別役割分担意識や、女性の人権の軽視があると考えられます。このため、令和2年3月に「唐津市男女共同参画行動計画（第3次）」・「唐津市DV被害者支援基本計画（第2次）」・「唐津市女性活躍推進計画」の計画期間が終了するにあたり、成果や課題を整理し、少子高齢化・人口減少、ライフスタイルの変化など多様化する社会情勢に総合的に対応するため、3つの計画を一本化して「唐津市男女共同参画基本計画（第4次）」として策定するものです。

※1 社会的・文化的に形成された性別です。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作りあげられた「男性像」「女性像」があり、このような男女の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。ジェンダーは、それ自体に良い悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

2 計画の性格と位置付け

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。第2次唐津市総合計画や他分野の計画との整合性を考慮し、国の「第4次男女共同参画基本計画」と、佐賀県の「第4次佐賀県男女共同参画基本計画」を勘案して策定します。

男女共同参画社会基本法

第14条第3項 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

「基本目標3：男女がともに働きやすい環境づくり」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画（女性活躍推進計画）に位置付けます。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

第6条第2項 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

「基本目標4：男女間の暴力のない社会づくり」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画（DV被害者支援基本計画）に位置付けます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

第2条の3第3項 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

この計画は、唐津市の男女共同参画社会の実現のために、行政はもとより市民、事業者、地域の活動団体などと連携して取り組むもので、その目的を達成するための理解と協力を期待するものです。

また、計画の実施にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の「持続可能な開発目標（SDGs※1）」なども考慮して進めます。

※1 2015年9月の国連サミットで採択された国際目標で、「世界中の誰一人として取り残さない」ことを誓っており、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものです。17のゴール（目標）と169ターゲット（達成基準）で構成され、「目標5：ジェンダー平等を実現しよう」、「目標10：人や国の不平等をなくそう」、「目標16：平和と公正をすべての人に」などは、男女共同参画社会の実現に通じるものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化などに応じて、必要があれば内容の見直しを行います。

4 推進体制

(1) 唐津市男女共同参画推進本部

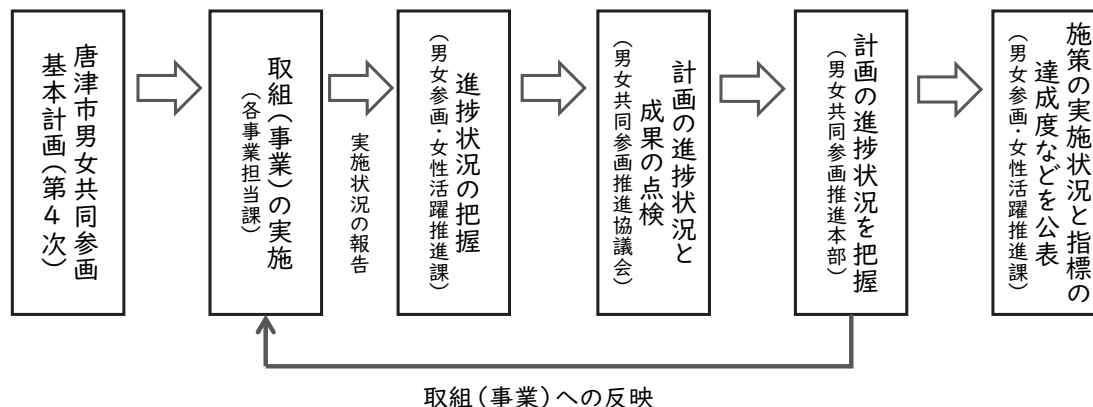
この計画は、市政のあらゆる分野にわたる計画です。男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁的に取組を進めるとともに、部長職などで組織する「唐津市男女共同参画推進本部」で、計画の進捗状況を定期的に把握します。

(2) 唐津市男女共同参画推進協議会

市民や学識経験者、その他社会的な貢献を行う団体で組織し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ効果的に推進するために設置している「唐津市男女共同参画推進協議会」で、計画の進捗状況と成果の点検を行います。

(3) 計画の進行管理と進捗状況の公表

毎年度、施策の実施状況や活動指標の達成度などを取りまとめて、公表します。



第 2 部 計画策定の背景

- 1 施策動向
- 2 男女共同参画を取り巻く唐津市の現状
- 3 前回計画の評価
- 4 今後の課題

第2部 計画策定の背景

I 施策動向

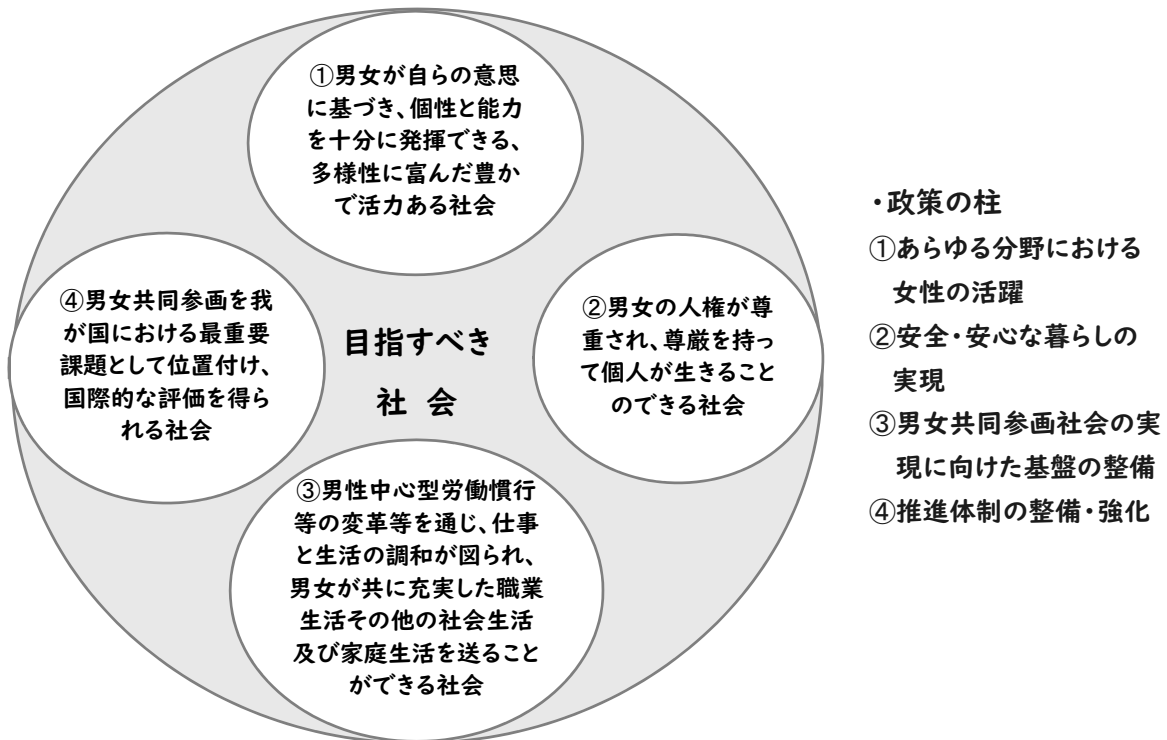
唐津市男女共同参画行動計画（第3次）策定以降の国、佐賀県、唐津市の動きをまとめました。

▼国の施策動向

(1) 男女共同参画に関するもの

●平成27年12月

男女共同参画社会基本法に基づく「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。目指すべき社会と政策の柱は次のとおりです。



●平成30年5月

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。

この法律は、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めています。

(2) 女性に対する暴力防止・DV※1被害者支援等に関するもの

●平成28年12月

「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」が公布(平成29年6月施行)されました。

この改正により、被害者から拒まれているにもかかわらず、SNS※2でのメッセージ送信や、ブログ等の個人ページへの執拗な書き込みが「つきまとい等」の行為に追加されました。

●平成29年6月

「刑法の一部を改正する法律」が公布(平成29年7月施行)されました。

この改正により、強姦罪が「強制性交等罪」に罪名変更されるなど、性犯罪への厳罰化が行われました。

●令和元年6月

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」という。)の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました(配偶者暴力防止法は令和2年4月施行)。

この改正により、DV被害者保護のために連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明記されました。

※1 ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)の略称です。夫婦や内縁関係のパートナーなど、親しい間柄で起こる暴力のことです。殴る、蹴るといった身体的な暴力だけでなく、言葉による精神的暴力や性的暴力も含まれています。

※2 ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略称です。人と人との社会的なつながりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービスです。

(3) 女性の活躍推進に関するもの

●平成27年9月

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が公布（平成28年4月完全施行）されました。

この法律は、国及び地方公共団体において、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定が求められ、また、常用雇用者301人以上の企業は「一般事業主行動計画」、国や地方公共団体は「特定事業主行動計画」の策定等が義務づけられました。

●平成28年3月

「雇用保険法等の一部を改正する法律」の公布に伴う「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正によって、事業主に対する妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設されました。

更に、平成28年8月、「事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」等が公布（平成29年1月施行）されました。

これにより、上司や同僚が職場において、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする就業環境を害する行為をとらないよう、事業主の責任で防止措置を講じなければならないことが追加されました。

●令和元年6月

「女性活躍推進法の一部を改正する法律」の公布に伴い、一般事業主行動計画の策定・届出義務及び女性活躍に関する情報公開の義務が常時雇用する労働者301人以上から101人以上の事業主に拡大されました（令和4年4月施行）。また、常時雇用する労働者301人以上の企業は、これまでの公表項目に加え「職業生活に関する機会の提供に関する実績」または「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績」のいずれかの公表が必要とされました（令和2年6月施行）。

●令和元年6月

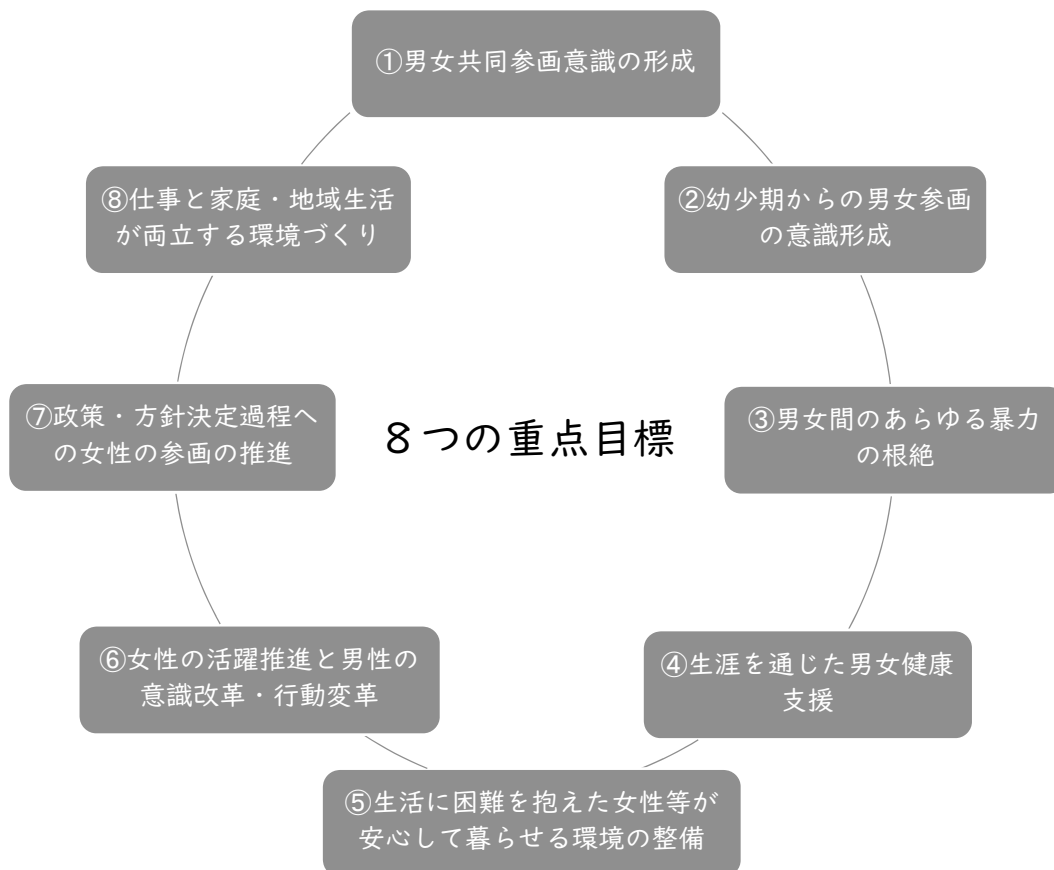
「労働施策総合推進法」の改正によって、事業主に対するパワーハラスメント防止措置義務が新設されたほか、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」等の改正によって、セクシュアル・ハラスメント等防止対策に関する事業主や労働者の責務が明確化されました。

▼佐賀県の施策動向

●平成28年3月

「第4次佐賀県男女共同参画基本計画」が策定されました。

この計画では、3つの基本方針のひとつに「佐賀県女性活躍推進計画」を位置付け、8つの重点目標が定められています。



●平成28年3月

佐賀県内における女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を効果的かつ円滑に実施するため、関係機関により構成される協議会として「女性の活躍推進佐賀県会議」が位置付けられました。

●平成31年3月

「佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画（第4次計画）」が策定されました。

この計画では、特別支援学校での未然防止教育に取り組むこと、加害者更生プログラムの調査研究を行うこと、SNSを活用して若年層からの相談体制を整備すること、離婚したDV被害者の面会交流の支援体制の仕組みづくりなどが明記されました。

▼唐津市の施策動向

●平成 27 年 3 月

「唐津市男女共同参画行動計画（第3次）」を策定しました。

4つの基本目標として

- ・ 男女共同参画の意識づくり
- ・ 男女がともに自立し、いきいきと働き、活動する社会づくり
- ・ 男女間の暴力のない社会づくり
- ・ 生涯を通じた健康づくり を掲げました。

●平成 27 年 3 月

「唐津市 DV 被害者支援基本計画（第2次）」を策定しました。

DV 防止や被害者の保護・自立支援などの施策を、総合的・体系的にまとめ、5つの基本方針として

- ・ DV 防止のための意識啓発と情報提供
- ・ DV 被害者の発見通報体制や相談体制の充実
- ・ DV 被害者の保護体制の充実
- ・ DV 被害者の自立支援の充実
- ・ 推進体制の充実 を掲げました。

●平成 27 年 3 月

「第2次唐津市総合計画」を策定しました。

「市民力・地域力によるまちづくり」を基本理念に掲げ、基本施策のひとつとして「男女共同参画の推進と、女性も男性も生き活きと輝ける環境づくり」を掲げました。

●平成 28 年 3 月

「唐津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

基本目標のひとつである「若い世代の希望実現による『みらい』の創生」に関する取組の一環として、女性活躍推進を掲げました。

●平成 30 年 3 月

「唐津市女性活躍推進計画」を策定しました。

基本目標として

- ・ 職業生活における女性活躍の推進
- ・ 職業生活と家庭生活との両立支援 を掲げました。

第2部 計画策定の背景

●平成30年8月～平成31年2月

「唐津市男女共同参画基本計画（第4次）」策定に向けて現状と課題を把握するため、各種調査などを実施しました。

（調査の概要は、参考資料「4 唐津市男女共同参画基本計画（第4次）策定の経緯」（P.84）をご参照ください。）

- ・平成30年 8月 「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」
- ・平成30年 9月 「女性活躍推進に関する企業アンケート調査」
- ・平成30年 11月 「男女共同参画に関する講話とワークショップ」
- ・平成30年 12月 「男女共同参画に関する中生意識調査」
- ・平成31年 2月 「職業生活における女性活躍推進に向けたグループインタビュー」
- ・平成31年 2月 「男女共同参画社会づくりのための市職員意識調査」

2 男女共同参画を取り巻く唐津市の現状

▼統計データから見る唐津市の現状

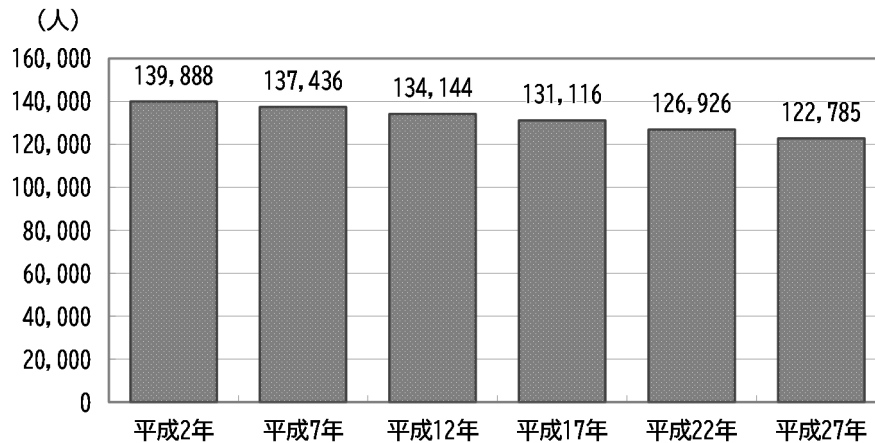
(1) 世帯人員の推移

(1) - 1 総人口・年齢3区分別人口割合

唐津市の人口は、平成2年から現在まで減少傾向で推移しており、平成27年には122,785人となっています。

年齢3区分別人口をみると、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)の割合は年々減少していますが、高齢者人口(65歳以上)の割合は増加しており、平成27年で29.2%となっています。

【総人口】

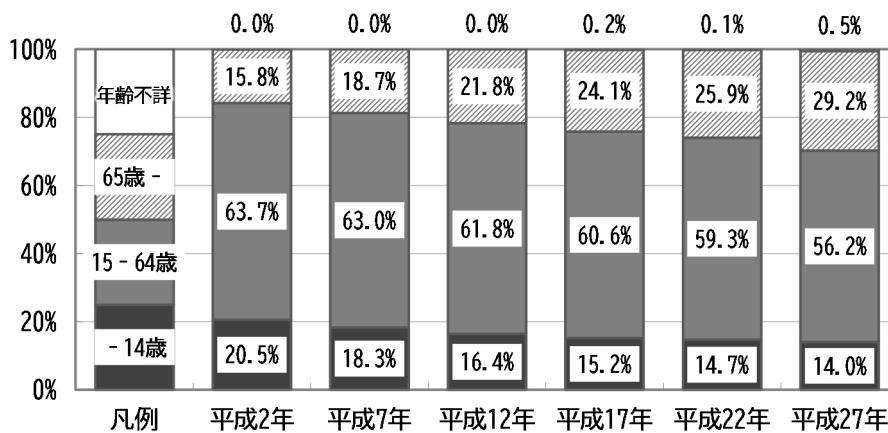


注)・総人口には、平成2年に48人、平成7年に3人、平成12年10人、平成17年に197人、平成22年に163人、平成27年に656人の年齢不詳を含む。

・平成12年以前の数値には、合併前の町村の人口も含まれる。(以下同様)

資料：国勢調査

【年齢3区分別人口割合】



注)・回答結果の割合「%」はサンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、合計値が100.0%にならない場合があります。(以下同様)

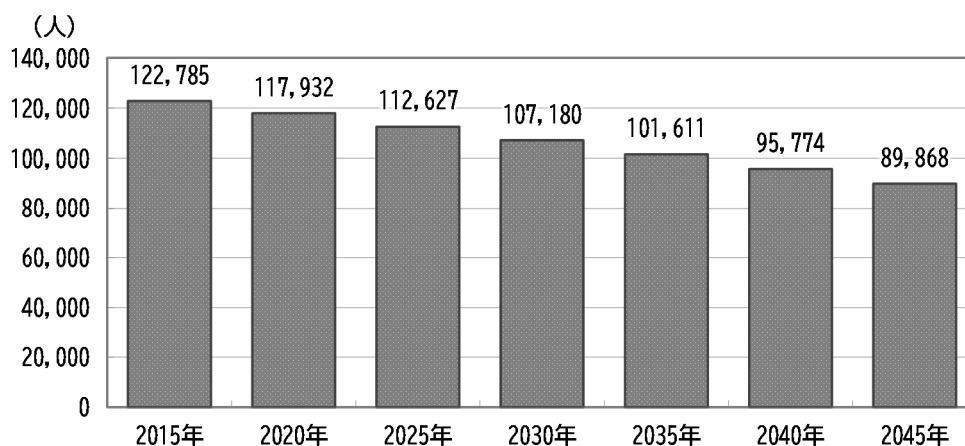
資料：国勢調査

第2部 計画策定の背景

(1) - 2 年齢区分別将来人口推移

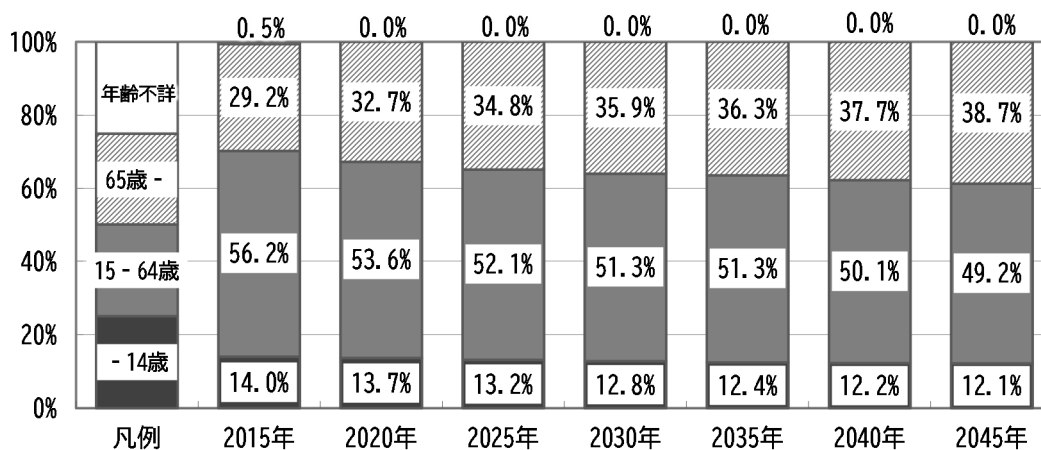
唐津市の将来推計人口は、2015年から2045年までの間に、総人口が32,917人減少し、また、年齢3区分別人口の割合で見ると、65歳以上の高齢者人口が、1割程度増加する見込みです。

【将来人口】



資料：2015年は国勢調査、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推定人口」の出生中位・死亡中位仮定による推測結果

【年齢区分別将来人口割合】



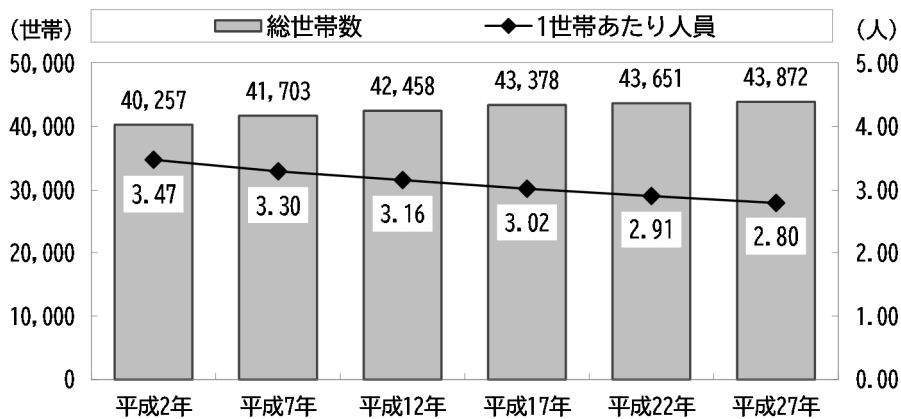
資料：2015年は国勢調査、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推定人口」の出生中位・死亡中位仮定による推測結果

(2) 家族形態の変化

(2) - 1 世帯推移

唐津市の総世帯数は、増加傾向にあり、平成2年40,257世帯から、平成27年43,872世帯と、25年間で3,615世帯増加しています。しかし、1世帯あたりの人員は年々減少しており、平成27年度では2.80人と世帯規模は縮小しています。

【世帯推移】

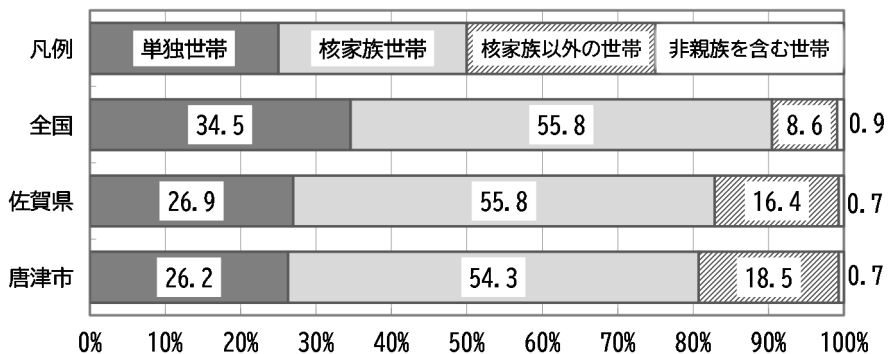


資料：国勢調査

(2) - 2 世帯構成 (国、県との比較)

唐津市の世帯構成を全国・佐賀県と比較すると、佐賀県とほぼ同程度の割合となっており、単身世帯が全国に比べて低く、三世帯同居などの核家族以外の世帯が多くなっています。

【世帯構成】



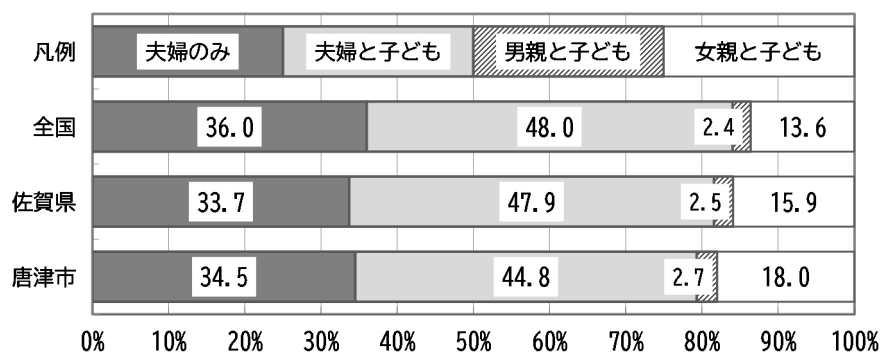
注)・非親族を含む世帯:二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯。
 ・核家族世帯:夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、ひとり親世帯。

資料：国勢調査 (平成27年)

(2) - 3 核家族世帯の家族類型別構成（国、県との比較）

唐津市の核家族世帯の家族類型別構成を全国・佐賀県と比較すると、夫婦のみの世帯の割合は全国・佐賀県とほぼ同程度となっているものの、女親と子どもの世帯が多くなっており、全国と比較すると4.4ポイント高くなっています。

【核家族世帯の家族類型別構成】



資料：国勢調査（平成27年）

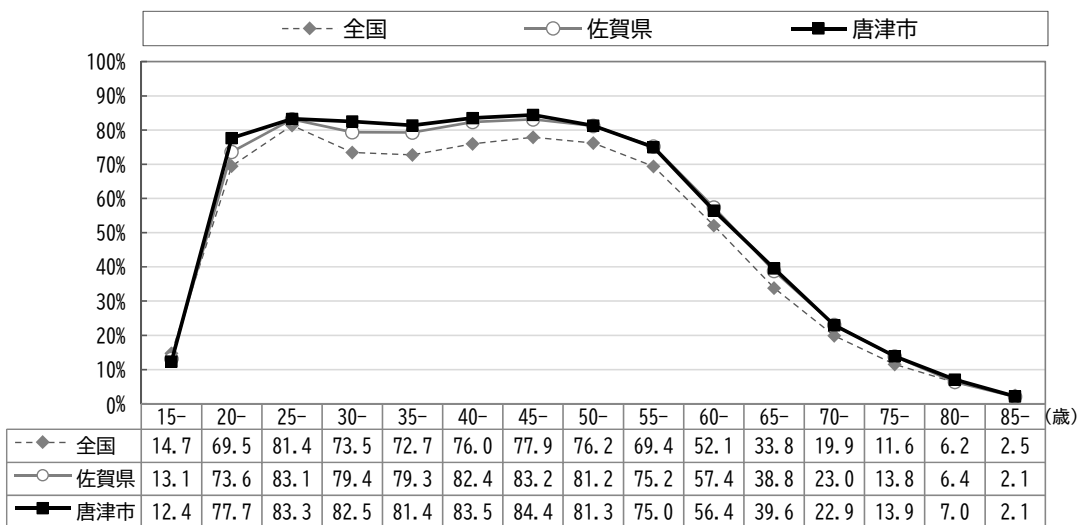
(3) 就業構造

(3) - 1 女性の年齢階級別労働力率（国、県との比較）

唐津市における女性の年齢階級別の労働力率は、佐賀県の労働力率と同程度で推移しています。35-39歳では81.4%と一旦低くなっているものの、それ以前で労働力率が最も高い25-29歳の83.3%との差は、小さくなっています。

また、平成22年の調査結果と比較すると、M字の底は35-39歳と変わりますが、25歳以上の労働力率が高くなっています。

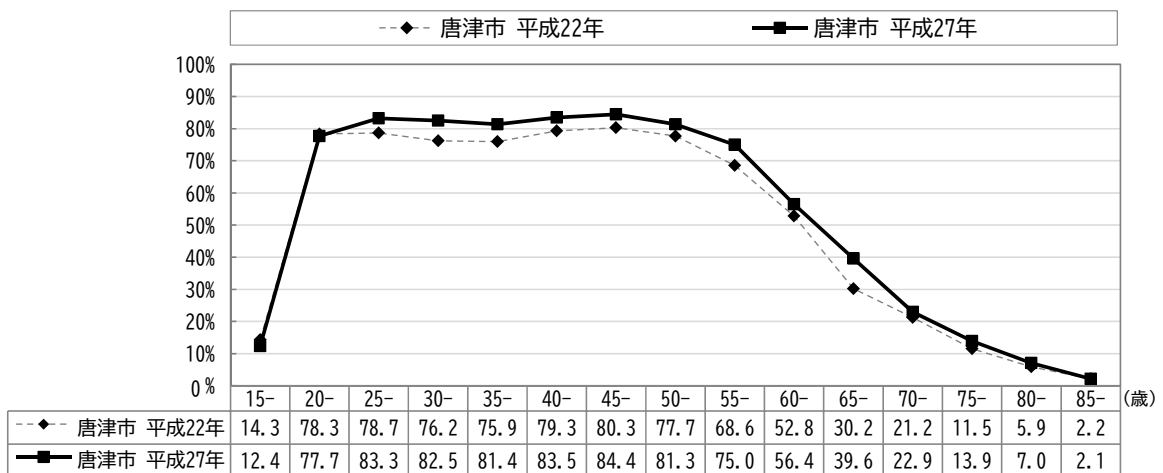
【女性の年齢階級別労働力率】



注)・労働力率は、15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合。

資料：国勢調査（平成27年）

【女性の年齢階級別労働力率】

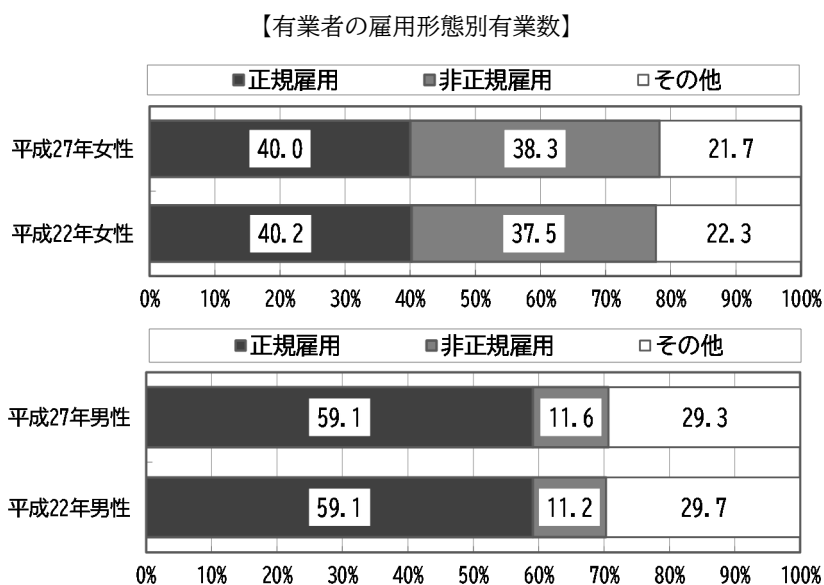


資料：国勢調査

第2部 計画策定の背景

(3) - 2 有業者の雇用形態別有業数

唐津市における女性有業者を雇用形態別にみると、平成27年は「正規雇用」40.0%、「非正規雇用」38.3%となっています。なお、男性では「正規雇用」59.1%、「非正規雇用」11.6%と、男女どちらとも、5年前の前回調査から大きな変化はありませんでした。



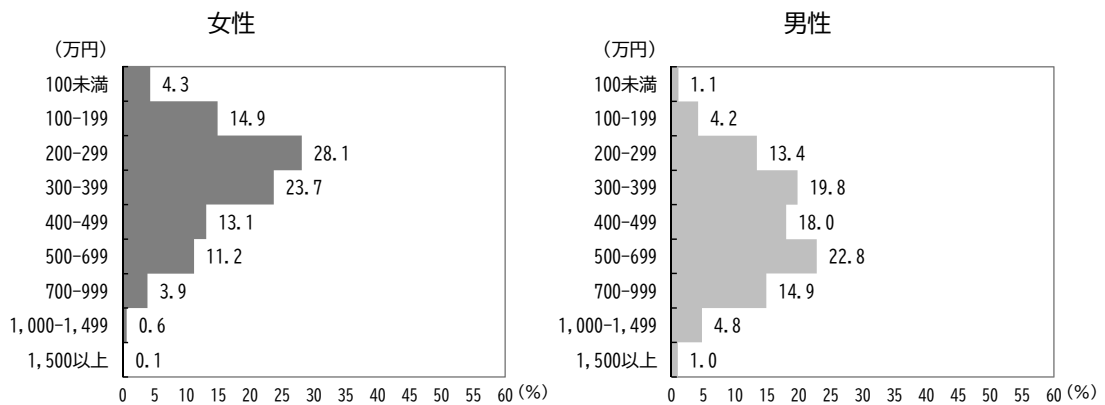
注)・「その他」には、役員・雇人のある業主・雇人のない業主・家族従業者・家庭内職者・従業上の地位「不詳」が含まれる。

資料：国勢調査

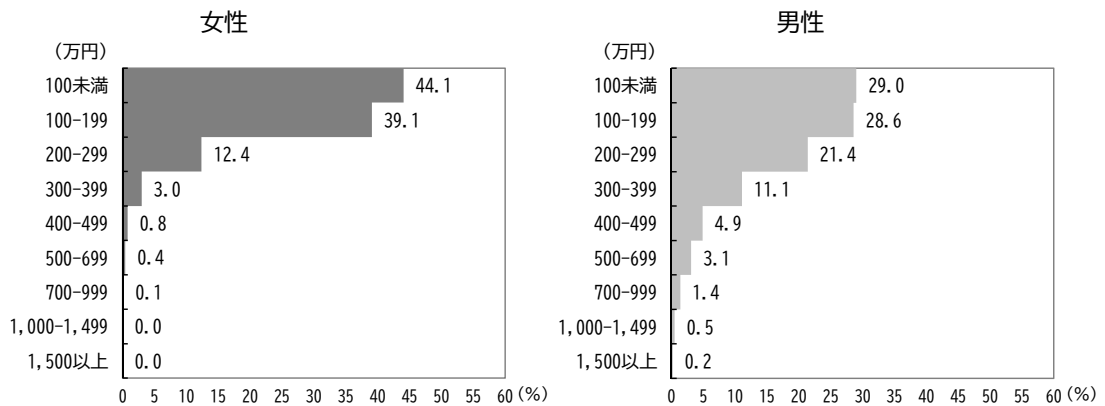
(3) -3 年収階級別割合（雇用形態・男女別）【全国】

雇用形態・男女別の年収階級別割合をみると、女性の正規の職員・従業員は200～299万円の28.1%、非正規の職員・従業員では、100万円未満の44.1%が最も高くなっています。男性の正規の職員・従業員は500～699万円の22.8%が最も高く、非正規の職員・従業員は100万円未満の29.0%が最も高くなっています。

【年収階級別割合（正規の職員・従業員）・男女別】



【年収階級別割合（非正規の職員・従業員）・男女別】



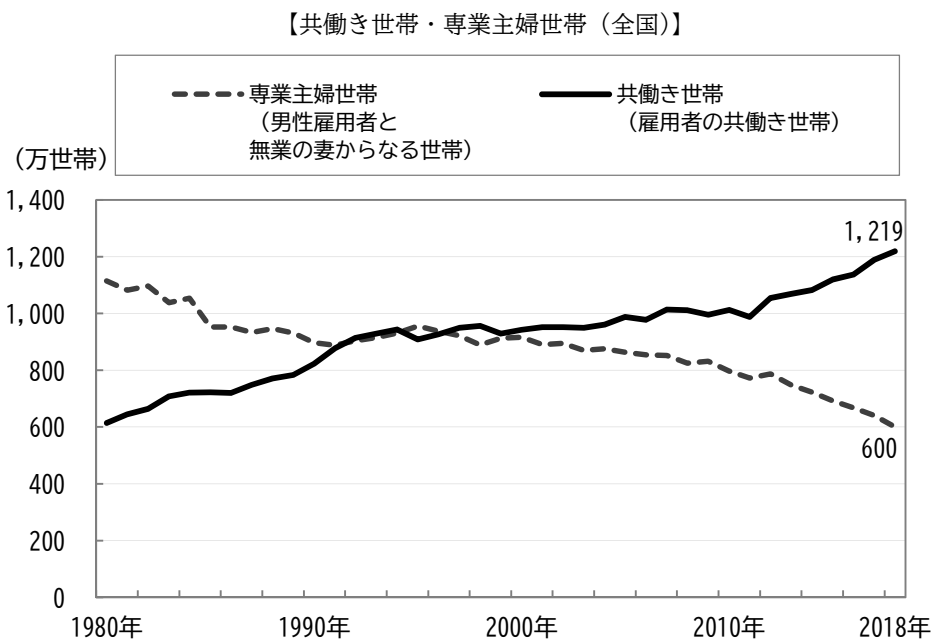
注)・割合：仕事からの年間収入階級別内訳の合計に占める割合を示す。

・仕事からの年間収入階級のうち、「500～699万円」以上は、階級幅が異なるので注意が必要。

資料：労働力調査（平成30年）

(3) - 4 共働き世帯・専業主婦世帯の推移【全国】

1990年頃までは、共働き世帯数よりも専業主婦世帯数が多くなっていましたが、2000年代から共働き世帯が専業主婦世帯を上回り、年数を重ねるごとにその差は大きくなっています。



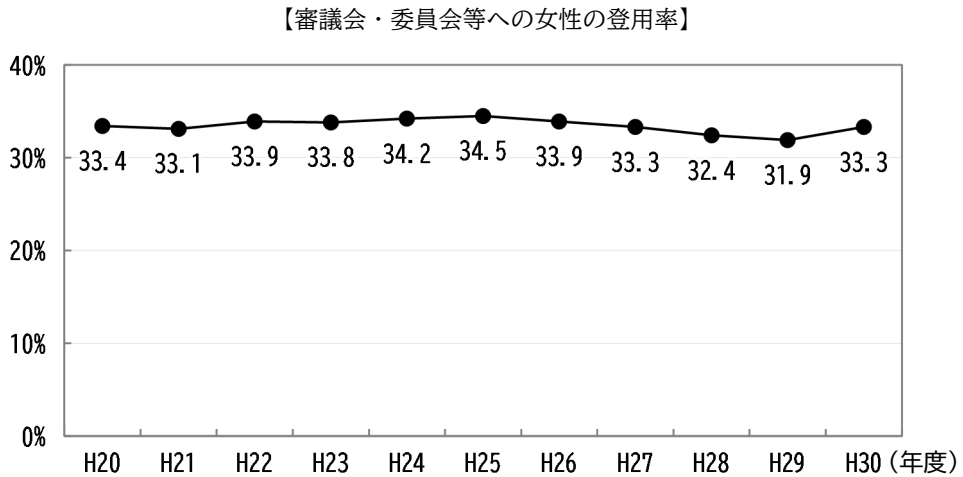
- 注)・「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」：夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
 ・「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
 ・2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
 ・2013年～2016年は、2015年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づく時系列用接続数値。

資料：厚生労働白書、男女共同参画白書、労働力調査特別調査（2001年以前）及び労働力調査（詳細集計）（2002年以降）

(4) あらゆる分野での男女共同参画推進

(4) - 1 審議会・委員会等への女性委員登用率の推移

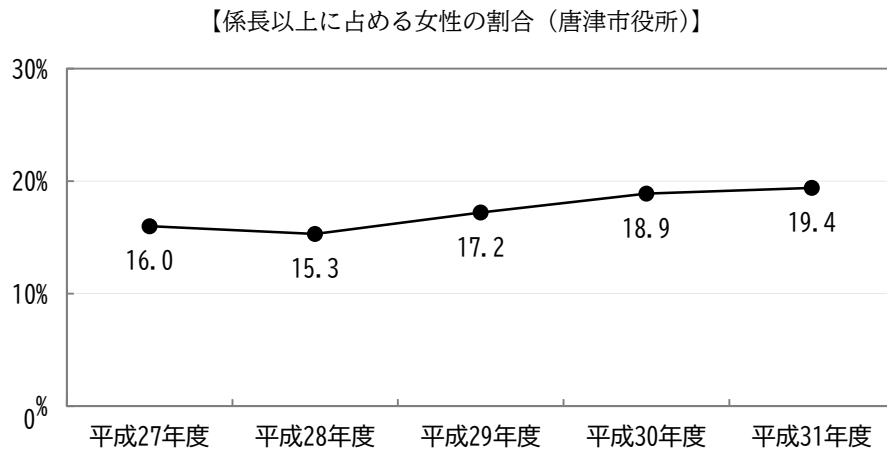
唐津市の公的審議会・委員会等の女性委員登用率は、およそ3割程度で推移しており、平成25年度の34.5%をピークに年々下がっています。
平成30年度は、33.3%となっています。



資料：唐津市男女参画・女性活躍推進課（3月31日現在）

(4) - 2 係長以上に占める女性の割合（唐津市役所）

唐津市役所の行政職・医療職における女性の割合は、平成31年4月1日現在で30%ですが、係長以上に占める女性の割合は、19.4%です。



資料：唐津市人事課（4月1日現在）

▼各調査から見えた唐津市の現状

「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成 30 年度実施）」（P.84）では、この10年間で男女共同参画の認識や理解が大きく進んでいることがわかりました。

しかし、一方で、家庭や地域での性別による固定的な役割分担や、仕事と家庭とを両立する上での課題が多いこと、政策・方針決定過程に女性が少ないことなど、現実的には男女共同参画社会の実現に向けて、更なる取組が必要な実態も明らかになりました。

また、市民を対象としたワークショップでも、市民意識調査と同様に、家庭・地域・職場で固定的な性別役割意識があることや、公民館運営審議会委員等、女性の地域役員の少なさなどが課題として挙げられています。

「女性活躍推進に関する企業アンケート調査（平成 30 年度実施）」（P.85）では、実際に事業所内で女性管理職の割合が低いことや、育児休業・介護休業を取得する男性職員が少ないこと、女性活躍推進のための取組をなかなか進めることができない事業所がある現状が課題として見られます。

企業アンケート調査に加え、唐津市内の事業所に勤務する従業員を対象に実施したグループインタビューでは、実際に会社の中に休暇を取りにくい雰囲気があることや、お茶くみなどが依然として女性の役割になっていること、仕事と家庭との両立が難しいため、管理職への登用を望む女性が少ないという従業員側からの意見がありました。

「男女共同参画に関する中学生意識調査（平成 30 年度実施）」（P.87）でも、性別による固定的な役割分担意識があることに加えて、「男のくせに・女のくせに」「男らしく・女らしく」といったことを、先生を含めた大人から言われていることがわかりました。

これらの調査結果から、固定的な性別役割分担意識が、家庭や地域、職場や学校に根付いており、過去の経験や情報・雰囲気などからの思い込みにとらわれている現状が見られます。

今後も引き続き、すべての人が性別にかかわらず、互いをひとりの人間と認め、個性と能力を尊重する男女共同参画の意識の定着とともに、それを行動に結びつけるための取組が必要です。

また、職場や社会などの意思決定の場に女性の登用が少ない現状から、女性が社会の中で活躍するためには、男女がともに活躍できる環境の整備も重要です。

3 前回計画の評価

(1) 唐津市男女共同参画行動計画（第3次）及び唐津市 DV 被害者支援基本計画（第2次）の評価

平成27年3月に策定した唐津市男女共同参画行動計画（第3次）では、4つの基本目標「男女共同参画の意識づくり」「男女がともに自立し、いきいきと働き、活動する社会づくり」「男女間の暴力のない社会づくり」「生涯を通じた健康づくり」を掲げ、施策を推進してきました。これらの基本目標の実現に向けた事業の実施状況は、平成30年度に事業担当課で達成度の自己評価を行った結果、156施策中101施策（64.7%）が目標を概ね達成し、A評価となっています。

また、唐津市 DV 被害者基本計画（第2次）（平成27年3月）では、39施策中31施策（79.5%）が、目標を概ね達成し、A評価となっています。（詳しい評価の内容は、参考資料「5 唐津市男女共同参画基本計画（第3次）などの評価」（P.90・91）をご参照ください。）

唐津市男女共同参画行動計画（第3次）の基本目標ごとの取組状況は、次のとおりです。唐津市 DV 被害者支援基本計画（第2次）の評価は、類似した施策が多いため、基本目標Ⅲに含めて記載しています。

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

フォーラムや講演会の開催などの啓発活動・情報提供に取り組みました。地域防災や男性の育児参画など、身近なテーマを題材にした講座では、これまでよりも多くの参加者がありました。また、中学生と親子が触れ合う中学校子育てサロンも継続して実施しており、男女で一緒に子育てをする男女共同参画意識の形成につながっています。

女性委員の登用促進に関しては、公的審議会の女性委員登用率40%以上とし、すべての審議会に女性委員を登用することを目標に掲げ、改選時期に合わせて各課に依頼や事前協議を行いました。目標達成には至っていません。

また、市役所の係長以上に占める女性の割合25%を目標に掲げ、職員の計画的な人材育成と登用促進に取り組んだ結果、その割合は増加傾向にありますが、目標達成には至っていません。

基本目標Ⅱ 男女がともに自立し、いきいきと働き、活動する社会づくり

仕事と家庭生活・地域生活の両立のため、保育支援の充実、子育て・介護に関する情報提供・相談体制の整備などを実施しました。また、高齢者・障がいのある人が自立して暮らせるように、関係機関と連携した事業の展開や、地域での男女共同参画推進のために出前講座「お出かけ講座志援隊」を派遣し、啓発を実施しました。

更に、職場・地域などの様々な場面で女性の参画が促進されるように、企業・団体などにセミナー開催などの情報提供を行いました。

基本目標Ⅲ 男女間の暴力のない社会づくり

(※唐津市 DV 被害者基本計画(第2次)の取組を含む)

DVの予防啓発のため、平成28年度から年1回DV防止啓発セミナーを開催するとともに、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中にパネル展示を実施しました。

また、平成30年度に市内全高等学校を通じて、高校生にデートDV防止啓発カードを配布し、啓発を行いました。

DV被害者支援のため、子育て支援課内に「女性総合相談」の窓口を設置し、女性のさまざまな相談に対応したほか、相談員の資質向上のため、研修会への参加などにも努めました。

DV被害者の発見通報・保護体制や自立支援体制の整備としては、警察や佐賀県DV総合対策センター、婦人相談所などの関係機関と情報共有し、連携を強化しました。

基本目標Ⅳ 生涯を通じた健康づくり

各種健康診査や健康相談、健康教室・講座などを実施し、生涯にわたる総合的な心と身体の健康づくり支援と、妊婦健康診査や訪問指導・出産前の夫婦を対象とした講座などにより、女性の健康支援の充実に努めました。

特定健康診査の受診率は向上していますが、各種がん検診、婦人の健康診査は受診率がなかなか伸びていません。

(2) 唐津市女性活躍推進計画の評価

唐津市女性活躍推進計画（平成30～31年度）の達成度は、「着手し推進しているが、目標達成には至っていない」とするB評価の割合が約4割、「目標に対してはほぼ着手しておらず、未達成」とするC評価が約3割を占めており、今後ますますの充実が必要です。（詳しい評価の内容は、参考資料「5 唐津市男女共同参画基本計画（第3次）などの評価」（P.90）をご参照ください。）

「基本目標Ⅰ職業生活における女性活躍の推進」の取組では、国や県が主催する再就職支援セミナー、起業支援セミナー、ハラスメント防止セミナーなどの開催情報を広報しました。また、職場での男女共同参画を推進するため、企業の経営者や管理職を対象とした勉強会を開催しました。

「基本目標Ⅱ職業生活と家庭生活との両立支援」では、男性の育児参画講座の開催や、ワーク・ライフ・バランスセミナーなどを実施しました。

唐津市女性活躍推進計画に掲げた成果目標の達成度は、次のとおりです。

「ワーク・ライフ・バランス」の認知度のみ、目標値を達成しています。

【唐津市女性活躍推進計画：成果指標の達成状況（平成30年度）】

項目	目標値	基準値	実績/達成度
男女共同参画の推進に取り組む事業所数	30 事業所	-	28 事業所 /93.3%
「女性の活躍推進佐賀県会議」会員登録数	37 事業所	16 事業所 (H28)	28 事業所 /75.7%
公的審議会の女性登用率	40% 以上	32.4% (H28)	33.3% /83.3%
市職員 係長以上の女性職員の割合	25%	17.2% (H29)	18.9% /75.6%
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度 (男女共同参画に関する唐津市民意識調査)	50%	25.4% (H25)	63.3% /126.6%

4 今後の課題

これまで男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進し、その成果も現れていますが、男女共同参画をめぐる社会の動向、市民意識調査などの各種調査や前回計画の達成状況を見ると、次のとおり今後更に取組を進めていかなければならない課題が残されています。

◇男女共同参画意識の向上

男女共同参画に関する言葉や認識は、徐々に浸透しつつありますが、職場、家庭、地域での男女間の意識の差が依然として残っていることや、子どもに対して固定的な性別役割分担意識を抱かせる恐れのある言動が見受けられます。

◇生活基盤の整備

男女共同参画社会の実現のためには、その生活基盤を整備する必要があります。このため、心身の健康づくりに努めるとともに、あらゆる人々が社会参画できるように、ひとり親家庭など、個々の状況に応じた支援が必要です。また、安全・安心なまちづくりのためには、地域防災への女性の参画促進も重要です。

◇誰もが働きやすい職場環境づくり

全国的にも働く女性が増えており、唐津市でも女性の就業率は上昇している一方で、家庭での家事・育児・介護などの多くは女性が担っていることから、女性の負担が大きくなっています。また、職場では男性中心型の慣習や、風土に基づく固定的な性別役割分担を強いられている様子が見受けられます。

◇あらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

DV防止のために啓発活動を実施し、相談体制・関係機関との連携に取り組んできましたが、DVの相談件数は増加傾向となっており、今後も継続して事業を実施する必要があります。

これらを踏まえ、「第3部 計画の内容」では、課題解決に向けた具体的な取組の方向性を示し、男女共同参画社会の実現を目指します。